

# 指定給水装置工事事業者の申請時・変更時の提出書類一覧

新規事項	提出書類	
	法人の場合	個人の場合
新規指定 (指定申請手数料 1件につき 10,430円)	① 指定給水装置工事事業者指定申請書 ② 機械器具調書 ③ 誓約書 ④ 定款又は寄附行為(原本証明を記載、代表者氏名及び押印) ⑤ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書) ⑥ 給水装置工事主任技術者免状の写し ⑦ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ⑧ 受領書	① 指定給水装置工事事業者指定申請書 ② 機械器具調書 ③ 誓約書 ④ 住民票の写し ⑤ 給水装置工事主任技術者免状の写し ⑥ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ⑦ 受領書
変更事項		
1 名称、住所又は代表者の氏名(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 誓約書(代表者の変更がある場合) ③ 定款又は寄附行為(原本証明を記載、代表者氏名及び押印) ④ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書) ⑤ 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証 ⑥ 受領書	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 住民票の写し ③ 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証 ④ 受領書
2 役員の氏名(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 誓約書 ③ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)	/
3 尼崎市市内において給水装置工事を行う事業所の名称又は所在地(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
4 選任している給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し
5 事業の廃止又は休止(注1)	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ② 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ② 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証
6 事業の再開(注2)	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書
7 給水装置工事主任技術者の新たな選任(交代、追加)又は解任(注3)	① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任)	① 指定給水装置主任技術者選任・解任届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任)

(注1) 定められた提出期限内(30日以内)に提出されなかった場合には、理由書の添付が必要。

(注2) 定められた提出期限内(10日以内)に提出されなかった場合には、理由書の添付が必要。

(注3) 給水装置工事主任技術者が欠けた時は、定められた提出期限内(14日以内)に提出しなければならない。

(注4) 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)、住民票の写しは、発行日から3か月以内のものを添付してください。